

常陸大宮市役所税務徴収課 臨時職員募集について

常陸大宮市役所税務徴収課では、臨時職員を次のとおり募集します。

- 1 **業務内容及び雇用人数**
課税資料の整理・電算入力、申告相談会場受付・誘導など、市民税グループの市税賦課関連業務の補助 5名程度
- 2 **雇用期間**
令和2年1月16日から同年3月末日まで
- 3 **勤務形態**
月曜日から金曜日(祝日を除く) ただし、業務の都合上、土・日曜日の出勤の日もある。
(上のうち、週4日以上勤務可能な方を対象)
8時30分から17時15分までの7時間45分(休憩1時間)
- 4 **勤務場所**
常陸大宮市役所税務徴収課 (常陸大宮市中富町3135-6 常陸大宮市役所2階)
- 5 **応募資格等**
キーボード・マウス等によるパソコンの操作・入力ができる方
- 6 **欠格事項 次の方は応募できません。**
ア 日本の国籍を有しない方
イ 成年被後見人または被保佐人
ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
エ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない方
オ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方
- 6 **賃金** 1時間 880円(市の規定による) ※交通費は別途規定により支給
- 7 **募集期間** 令和元年11月5日(火)から同年11月15日(金)まで(土日祝日を除く)
8時30分から17時15分まで
- 8 **申込方法** 履歴書に必要事項を記入し、ハローワーク常陸大宮からの紹介状と併せて、事前連絡のうえ市役所2階 税務徴収課まで持参してください。
- 9 **選考等** 申込時に面接を行い、結果については後日通知します。

申込・問 本庁 税務徴収課 市民税G(常陸大宮市中富町3135-6) ☎52-1111 内線232

令和元年台風第15号東京都義援金のお知らせ

令和元年台風第15号により、東京都島しょ地域に甚大な被害が出ました。この災害で被災された方々を支援することを目的として、下記のとおり義援金を受け付けます。

〈日本赤十字社常陸大宮市地区〉

- 義援金の名称 令和元年台風第15号東京都義援金
- 受付期限 令和元年11月30日(土)まで
- 義援金受付口座
金融機関 東日本銀行
支店名 大宮支店(212)
口座番号 普通預金(436268)
名義 日本赤十字社常陸大宮市地区災害義援金3 代表 三次 真一郎

※備考欄に「令和元年台風第15号東京都義援金」とご記入ください。

※税の軽減を受ける方は下記にお問い合わせください。

- 現金による預かり
日本赤十字社常陸大宮市地区窓口(本庁社会福祉課内及び地域創生部各支所)
- 義援金の流れ
上記の口座及び窓口でお預かりした義援金は、日本赤十字社茨城県支部を經由して、東京都に設置された義援金配分委員会を通じ、全額を被災された皆様にお届けいたします。
- その他
不明な点がありましたら、お問い合わせください。

問 日本赤十字社常陸大宮市地区(常陸大宮市保健福祉部社会福祉課内)

☎52-1111 内線132・134 FAX 54-0024